

⑤ 新郷村の実績報告書には、交付要綱で定めた個別表が添付されていなかった。

本庁で後日確認したところ、国の指導でも、養豚が漏れないような処置を行ったうえで工事を行えば、完成が平成16年11月1日以降であっても問題がなかったようである。本庁と農林水産事務所との連絡が不十分であったものと思われる。

27. 公共牧場運営効率化対策費補助(表番号158)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	5,744	5,439	5,075
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	5,744	5,439	5,075

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	畜産課
制度の趣旨	酪農振興センターで使用する農機具リース料の補助に要する経費
根拠法令・要綱等	平成16年度公共牧場運営効率化対策事業費補助金交付要綱ほか
補助対象事業	(社) 青い森農林振興公社
補助対象事業	畜産経営合理化事業、畜産経営技術指導事業
財源及び補助率	県 定額
補助金額の算定方法	酪農振興センターで使用する農機具を財団法人畜産近代化リース協会から賃借するのに要する経費に相当する額以内の額
制度の始期	昭和40年度
制度の終期	平成22年度

(3)監査の結果

補助金に関する一連の事務手続については、以下の点を除き問題はない。

交付要綱によれば、農機具を財団法人畜産近代化リース協会から「賃借」するのに要する経費が補助対象経費である。公社と財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」と称す）との間で締結された貸付契約書によれば、貸付期間満了時に協会は公社に当該リース資産を譲渡すること及び譲渡の際の譲渡価格が記載されている。

県は毎年度の補助金額の算定において、将来の買取金額を上乗せして補助金額を算定している。従って、補助対象経費以外も補助していることになる。

(指郷事項)

買取額を補助対象経費とするように交付要綱を変更する必要がある。

28. 一般造林費補助(表番号179)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	1,101,587	1,100,855	953,864	861,344
うち国庫	808,877	808,186	703,244	636,197
うち県負担額	292,710	292,669	250,620	225,147
件数	7,214	6,675	6,679	5,919

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	林政課
制度の趣旨	民有林野の造林事業を促進して森林資源を造成するとともに、森林の有する水源のかん養、自然環境の保全及び形成等の機能を増進し、併せて国土保全を図るため、森林所有者等が実施する造林補助事業に対する補助
根拠法令・要綱等	青森県民有林野造林補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	森林所有者(青森市ほか)
補助対象事業	植栽や下刈り、除間伐などの森林整備
財源及び補助率	国3/10～5/10、県1/10～2/10
補助金額の算定方法	査定事業費 × 補助率
制度の始期	昭和22年
制度の終期	平成22年

(3)平成16年度の事業実績

(単位：千円)

区分	事業費	事業費内訳			
		国庫補助金	県負担金	所有者負担金	
水土保全森林整備事業	公的森林整備推進事業	156,800	47,039	31,361	78,400
	流域公益保全整備事業	888,179	266,450	88,821	532,908
共生林整備事業	絆の森整備事業	15,769	7,884	3,147	4,738
	資源循環型森林整備事業	1,260,475	378,139	126,049	756,287
機能回復整備事業	被害地等森林整備事業	12,440	3,732	1,242	7,466
	計	2,333,663	703,244	250,620	1,379,799

(青森県から国へ提出した平成16年度森林環境保全整備事業実績報告書に基づき作成したものである。なお、事業費は後述の標準単価方式に基づくものである。)

(4)造林関係補助事業の特色

- ① 造林関係事業は、他の公共事業に比べ、次のような特色を有しているものとされる。
    - 1) 公共事業は、団体や組合等に対して補助するのが普通であるが、造林は、個人に対しても補助する。
    - 2) 補助一件当たりの事業規模は、他の公共事業に比べ著しく需細で、かつ、件数が極めて多い。
    - 3) 他の公共事業は、地方公共団体等の直轄工事等が多いのに比べ、造林事業は、主として森林所有者に対する奨励、誘導等により事業を実施する。
    - 4) 公共事業の事業内容は、一般には建設工事であるが、造林では、植物の育成が主な内容である。
    - 5) 建設工事は、工事が完了すればすぐ供用できるが、造林事業は、その造林目的(木材生産、公益的機能等)を果たすまでには超長期を要し、同一林地につき繰り返し投資(補助)を必要とする。
    - 6) 造林の作業は、適期に行う必要があり、季節制約性が強い。
- (出典：「造林間伐事業の概要」林野庁整備課造林間伐対策室造林事業班担当課長補佐 寺川仁著)

② 造林関係補助事業の仕組みと特色

- 造林関係事業の補助の仕組みは、前述の造林関係事業の特色及び作業内容や施行地の立地条件が千差万別であるなどの事業の実態に適合するように工夫されている。特に次の諸点は、他の公共事業に比べ著しく異なっている点である。(但し、これらはいずれも国から見ても間接補助の段階(都道府県と事業主体との間)のことであって、国と県との関係は、他の補助事業と全く同様である。)
- 1) 標準単価方式：実行経費でなく、標準単価を用いて補助金額を算出する。
  - 2) 事後申請方式：事業完成後に交付申請をする。
  - 3) 査定係数制度：補助金額の算定に、査定係数を用いる。
  - 4) 交付申請委任：交付申請事務等の第三者への委任を認めている。
  - 5) 年度区分：年度区分上、原則として事業着手時点を問わないこととしている。

③ 標準単価方式

- 根拠：森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号 林野庁長官通知) 第5の4(1)ア
- 「標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。」
- 1) 標準単価とは  
造林補助金の算定は、知事が定めた標準単価によることを基本としている。標準単

価方式とは、知事が、造林作業の類型ごとに、単位面積当たりの標準的な事業費単価(標準単価)を定め、これによって補助金額を算定する方式である。

2) 標準単価方式を採っている理由

定率補助は、事業主体が実際に支出した経費(実行経費)を把握し、これに補助率を乗じた金額を補助金として交付するのが普通である。ところが、造林関係事業は、定率補助であるが、施行地が零細分散的で件数が非常に多い上、立地条件(林道からの距離、傾斜、前生樹の太さ、密度等)が千差万別で、かつ、造林内容(樹種、植栽密度、苗木規格等)も経営目標や地域の慣行等によって多種多様である等のため、

ア. 1 施行地ごとに実行経費を把握することが、経理上かつ行政効率上困難である。

イ. 仮に施行地別の実行経費が把握されたとしても、その事業内容や事業費の額の妥当性の判定基準がなく、判断が困難である。

ウ. 自家労働、自家養成苗による事業のように、金銭の実支出を伴わないものがあることから、実行経費による補助が困難な実態にある。

このため、個々の施行地ごとにみれば、作業工程に差が生ずること等から、標準経費と実行経費との間に差が生ずる場合もあるが、都道府県内全体としてみれば、標準経費と実行経費が均衡するという観点から造林関係事業の特色に適合する合理的な方法として標準単価方式を採用している。

3) 標準単価の構成

標準単価は、都道府県知事が、「地方慣行を加味した一般水準の技術により十分成果を期待しうる限度において、事業量および予算額を勘察して定める」こととされている(要領第5の4(2)ア)。

標準単価の主な構成要素としては、歩掛と労賃単価、資材費、諸掛費等がある。

ア. 歩掛については、全国共通のものは存在せず、実態を踏まえて都道府県ごとに知事が定めている。

イ. 労賃については、従来から地方ごとに造林独自の労賃が形成されているので、各都道府県が地域の賃金水準を考慮して設定している。

ウ. 資材費としては、苗木、肥料、糞(ロープ)等があるが、これも知事が標準的な単価をきめている。

エ. 諸掛費は、特定の事業主体が受委託等の一定の方法により事業を行った場合に補助される保険料等及び事務費等の間接事業費である。具体的な使途は規定されていないが、次のように大別されている。

- a) 現場管理費及び工事雑費等
- b) 労務厚生費

また、諸掛費の率をどのようにするかは都道府県知事の権限となっているが、平成12年度から諸掛費率を定める際、各森林組合や地域における社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、農林年金、退職金共済(中退共、林退共))の加入の実態に依り区分して定めることができることとし、平成14年度からは「森林環境保全整備事業実施要領の運用について」(林野庁整備課長通知)において参考とすべき率を示すこととしている。

ホ. 消費税については、補助件数が膨大であること等から、簡易で適正な方式として、標準単価において受託・請負別、免脱業者等・原則課税業者別のケースに応じて労賃、資材費に消費税相当額を加算している。

(以上:「造林間伐事業の概要」から一部抜粋)

なお、上記エの諸掛費に関し、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日14林整備第580号林野庁森林整備部整備課長通知:最終改正平成16年7月27日16林整備第287号)に以下のような記載がある。

1. 事業の内容等
(8) 諸掛費について
イ 標準単価に加算する諸掛費の率は、毎年度、予算の範囲内で、各森林組合等の社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済(中退共、林退共)、工事保険、自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)、損害保険料等)の加入の実態により、次に定める率を勘案して決定するものとする。なお、保険料率等の変更があった場合にあつては、これを見直すことができる。
(ア)森林組合等受託造林
10%以上30%以内
(イ)森林整備法人等造林
a 森林整備法人等造林
10%以上30%以内
b 共同水源林造成法人造林及び市町村造林
12%以上32%以内
c 特定非営利活動法人等造林
10%以上30%以内

以下の表は、森林組合別諸掛費率の推移を示したものである。この諸掛費率の算定に当たっては、算定の元となる各種の数値について、県が各森林組合に文書で照会し、文書で回答を入手し、これらに基づき県が算定を行っている。

事務所	森林組合名	17年度	16年度	15年度	14年度
					平均
東	おおもり森林組合	24	23	20	19
中南	弘前地方森林組合	20	17	17	16
	八戸市森林組合	20	17	17	20.5
三戸	三八地方森林組合	19	19	14	23.5
	南郷村森林組合	-	23	17	22
	倉石村森林組合	-	12	11	12
北	北津堅森林組合	20	20	20	20.5
	上十三地区森林組合	26	26	26	28
上北	東北町森林組合	25	25	26	25
	横浜町森林組合	26	26	26	28
	上北森林組合	29	28	26	28
下北	東通村森林組合	17	22	17	16
	下北地方森林組合	27	21	23	25
西	つがる森林組合	28	30	26	23.5

(注:14年度までは、造林と伐木造林に分かれていた。ここでは、簡略化のため、両者の平均を記載した)

(5) 監査の結果  
補助金に関する一連の手續に問題はない。

(意見)

標準経費と実績事業費を比較するために、流域公益保全整備事業及び流域循環資源林整備事業について、森林組合に関する部分のみを集計した結果が下記の表である。その結果、森林組合によって実質補助率にはかなりのばらつきがあり、森林組合全体では、予定補助率に比べ、実質補助率の方が高くなった。この結果について、森林組合が効果的な事業を行うことにより事業費を節約しているのか、あるいは、標準単価の設定が高いのか断定はできない。県は、予定補助率と実質補助率を比較、分析することにより、実態に即した標準単価を設定するように絶えず留意する必要がある。



基于実際の補助率というものを計算してみると次のとおりである。

事業実施主体	事業量 (ha)	標準経費 (千円)	実際の事業 費(千円)a	補助金 交付額b	実際の 補助率 b/a
D森林組合	75.31	21,143	10,399	6,331	61%
J森林組合	21.09	5,943	3,348	1,775	53%
I森林組合	12.89	3,459	1,946	910	47%
G森林組合	7.01	1,880	1,104	564	51%

標準経費を基にした各目上の補助率は3/10以内であるが、実際の補助率は1/2.50%前後であり、両者は大きく乖離している。

原因は、標準経費が実際の事業費の1.7～2.0倍（上表の場合）に設定されており、この高く設定された標準経費の約3/10に相当する額の補助金を交付していることにある。

標準経費を高く設定しているのは、国の造林補助制度における「査定係数制度」を準用しているからとのことである。

【査定係数制度】

- (1) 根拠  
森林環境保全整備事業実施要領（林野庁長官通知）第5の4(1)イ(フ)  
『・・・補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。』
- (2) 査定係数  
査定係数とは、造林補助事業において、造林関係予算の積算及び造林補助金算定の過程で用いられる70～180までの一定の係数である。
- (3) 査定係数制度の経緯  
造林補助制度は、昭和29年に、補助率一斉引き下げの政府方針の下で、造林事業の国庫補助率が、一般造林は4/10から3/10に、せき悪林地改良は6/10から5/10に、それぞれ引き下げられた際、拡大造林の推進を確保するため『査定係数』が導入されたのが最初である。

このように、査定係数制度は、当時の政府方針の「補助率一斉引き下げ」を名目上満たした上で、実際の補助率を弾力的に決め得る手段として生れたものである。約50年前からのこの制度が、過去のようには評価されてきたかは不明であるが、行政改革が進められ、また、情報公開が浸透している今日の時代にあつては、実際の補助率が不明瞭になりがちで、補助率一斉引き下げの方針をないがしろにするような当制度は、決して最適なものとは思えない。

本県では、県費単独の当補助事業においても、この査定係数制度を準用しているが、次のような問題点がある。

- ① 当補助金の交付要綱では、標準経費に定められた査定係数を乗じるのではなく、査定係数分の倍率を加味した結果の標準単価を最初から示しており、形式上は査定係数制度を採用していないようになっており、かつ、標準単価を何倍にして表示しているかも記載されていないことから、国の造林補助制度における事業に比して不明瞭である。
- ② 50%を超えるような高い補助率という体裁の悪さを隠す効果が生れる。
- ③ 査定係数を乗じるという計算をしなければ、想定している実際の補助率がわからず、不明瞭である。
- ④ 同じ県費単独の造林補助事業であっても、査定係数制度が準用されているものとされていないものがある。たとえば、「青森県緊急間伐促進事業費補助金」（表番号200）では査定係数制度が準用されていない。そして、交付要綱を見ても査定係数制度が準用されている補助金なのか、準用されていない補助金なのか不明であることから、各補助金間の補助率の比較検討等が困難になっている。

(意見)

このような問題点は、査定係数制度になじみのない県民の立場からは、補助事業の見直し、継続が終了かの判断、補助率の妥当性判断など、財政にかかわる真に重要な検討に対する検証を阻害する要因になる可能性があることから、少なくとも県費単独の当補助事業等においては、査定係数制度は導入すべきではないと考える。

実際に、当補助事業を考えると、健全な森林の維持造成という公共性はあるものの、私有財産である個人の山林の間伐を補助金交付で整備するということをどのように考えるのかという問題を、名目の補助率30%ベースではなく、想定している実際の補助率51%（各目の補助率30%×当事業査定係数170/100）をベースに検討しなければならないのである。

30. 基盤整備促進事業費補助 (表番号 216)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	263,299	240,719	186,118	142,876
うち国庫	198,300	179,369	138,177	105,454
うち県負担額	64,999	61,350	47,941	37,422

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	農村整備課
制度の趣旨	地域の実態に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の加速的な推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため実施する基盤整備促進事業に要する経費に対する補助
根拠法令・要綱等	基盤整備促進事業実施要綱(国) 農村振興対策事業費補助金等交付要綱(国) 青森県団体育土地改良事業等補助金交付規程
補助対象者(交付先)	弘前市ほか
補助対象事業	基盤整備促進事業実施要綱に基づき実施される農業用排水施設整備等
財源及び補助率	国50又は55%、県18%
補助金額の算定方法	補助対象事業費×68%又は73% (中山間地域等は73%)
制度の始期	平成10年度
制度の終期	平成20年度

上記の補助率は、平成14年度までに採択された事業に対するものであり、平成15年度の制度改正により、一部補助率が変更になっているものがある。

(3) 平成16年度の実績

	東	中南	三戸	北	上北	計
農林水産事務所						
補助金額	17,987	68,570	54,555	19,710	25,296	186,118

(単位：千円)

本補助金は農林水産事務所で行われている。このうち、中南地方農林水産事務所及び三戸地方農林水産事務所を監査した。

中南地方農林水産事務所は4地区で、農業用排水施設3地区と農道1地区、全て平成14年度以前に事業採択されている。三戸地方農林水産事務所は、農道4地区で、こちらも全て平成14年度以前に事業採択されている。

(4) 監査の結果

補助金に関する一連の問題はないものと認めた。

(意見)

中南地方農林水産事務所で監査したところ、弘前市のK地区(農業用排水施設)で平成17年3月に急に工事契約額が5,418千円増額されたものがあった。

当該事業が平成16年度完工であったため、落札差額を利用した追加工事ではないかとの疑念が生じた。しかし、事実関係を確かめたところ、国の予算の追加割当があったことから、当初平成17年度に予定していた環境配慮型工事を前倒し発注して平成16年度に事業完了したものであるとの回答を得た。

本件事業は市町村が事業主体であるため県は契約当事者ではないが、毎月の工事状況報告をチェックのうえ、事業の経済性にも十分留意されたい。

なお、複数年度にわたる国庫補助事業の場合、国の求めに応じて毎年度事業費の見直しを行っていることである。

今回の監査においても、弘前市のK地区、八戸市のM地区、三戸町のO地区では、平成17年度以降の事業費が当初の見積りより減少の予想であったことであった。また、旧南郷村H地区の平成16年度終了の農道工事では、事業費精査の結果事業費が減少となり、補助金も当初交付申請額に比べ730千円減額されている。

31. 高生産農業集積促進費補助 (表番号 217)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	54,922	132,754	131,600	133,480
うち国庫	27,461	66,377	65,800	66,740
うち県負担額	27,461	66,377	65,800	66,740

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	農村整備課
制度の趣旨	ほ場整備事業の実施を契機として、農業担い手への農用地の利用集積を図るため、土地改良区、市町村及び農業協同組合が担い手育成基盤整備関連流動化促進事業実施要綱に基づき行う事業に要する経費に対する補助
根拠法令・要綱等	青森県担い手育成基盤整備関連流動化促進事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	浪岡川土地改良区ほか
補助対象事業	農家の負担を軽減するために、金融機関からの借入金の繰上償還を行う事業
財源及び補助率	国1/2、県1/2
補助金額の算定方法	補助対象事業費×連担化集積率に応じた割合
制度の始期	平成12年度
制度の終期	平成20年度

(3) 平成16年度の実績

	東	中南	三戸	北	上北	西	計
補助金額	7,310	7,268	18,606	86,954	6,000	5,462	131,600

(単位：千円)

本補助金は農林水産事務所で執行されている。このうち、北地方農林水産事務所及び三戸地方農林水産事務所を監査した。

(4) 監査の結果

補助金に関する一連の手続について、下記を除いて問題はなかった。

本補助金は国庫補助事業であり、改正前の事業実施要綱に基づく場合には、国へ様式6による報告が必要である。三戸地方農林水産事務所において、補助金算定過程のチェックを行うために担当者へ様式6の提出を求めたところ、N土地改良区からの補助金交付申請書及び実績報告書の記載 (対象事業の事業費及びトータル額の補助金額) に誤りがあることが判明した。これは、平成14年度の事業費を考慮しなかったためである。国

及び県が負担すべき平成16年度の補助金額には影響ないものの、チェックが不十分であったものと思われる。

(指摘事項)

正しい補助金交付申請書及び実績報告書に差し替える必要がある。

32. 担い手育成支援事業費補助 (表番号 232)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	517,576	424,130	315,586	225,073
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	517,576	424,130	315,586	225,073

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	農村整備課
制度の趣旨	農用地の利用集積及び土地改良事業に係る農家負担金の軽減を図るため、担い手への農地利用集積に積極的に取り組んでおり、土地改良負担金のピーク時年償還額の水準が一定以上の地区に対して、年償還額が10アール当たり1万円とピーク時の7割相当額をいずれか高い額を超える期間を限度として、償還利率が2% (土地利用の高度化に取り組む地区にあっては1%) を超える利息相当額を助成
根拠法令・要綱等	青森県担い手育成支援事業助成補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	青森県土地改良事業団体連合会
補助対象事業	平成6年3月31日までに採択された国、県及び団体営土地改良事業等
財源及び補助率	県50%
補助金額の算定方法	担い手育成支援事業実施要綱第11により算出された金額の2分の1に相当する額以内
制度の始期	平成7年
制度の終期	平成30年

青森県土地改良事業団体連合会 (以下「県土連」と称す) を通じて土地改良区に交付される間接補助金である。本補助事業の認定は平成7年度から開始され、平成12年度で認定は終了している。

財団法人全国土地改良資金協会 (以下「協会」と称す) が2分の1、青森県が2分の1を補助しており、協会からの助成金は青森県を經由せず県土連に直接交付される。協会は本事業の対策資金を国の補助金によって造成しており、実質的に国が2分の1の負担

を行っていることになる。

(3)監査の結果  
補助金に関する一連の手續に問題はない。

(意見)

対象となる土地改良区は、20年程度の期間で農林漁業金融公庫から資金を借り入れしている例が多い。監査の過程で借入利率を調べたところ、昭和50年代、60年代は年利5%から6.5%、平成5年以降は4%台の固定金利で借入を行っている例が多かった。

各土地改良区は、本補助事業の対象となる期間については借換を行うメリットはないが、その後の期間に関しては借入利率が低い方がメリットが大きい。いざおれにしても、現在の利率水準よりも高い利率で借入を行っている例が多いため、無担保かつ固定金利で借換を行うことが可能であれば、土地改良区にはメリットが生じることになる。一方、借入利率の低下は県にとっても将来の補助金の節約につながる。

借換を行うかどうかはあくまで各土地改良区の判断であるが、対応可能な土地改良区に関しては、借換のメリットは大きく、結果的に県にとってもメリットが生じることになる。

なお、県の担当者に確かめたところ、本事業実施地区で今までに実際に借換を行ったのは5地区あるとであった。ちなみに、平成16年度における本事業実施地区数は70である。

33. 農業集落排水事業費補助 (表番号 236)

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	2,354,312	2,303,811	2,532,720	2,469,702
うち国庫	2,354,312	2,303,811	2,532,720	2,469,702
うち県負担額	—	—	—	—

(単位：千円)

(2)制度の概要

所属	農村整備課
制度の趣旨	農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における尿尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するために市町村が行う農業集落排水事業に対する補助
根拠法令・要綱等	青森県団体育土土地改良事業等補助金交付規程
補助対象者(交付先)	市町村
補助対象事業	農業集落排水事業実施要綱(昭和58年4月4日付け58農改D第271号農林水産事務次官通達)に定める農業集落排水事業
財源及び補助率	国50%(工事費の100分の50以内)、事務費の100分の50以内)
補助金額の算定方法	農業集落排水事業の施行について必要とする工事費及び事務費の100分の50
制度の始期	平成7年
制度の終期	平成21年

国庫補助事業で、国と市町村の負担割合は50：50である。県の一般財源は投入されないが、農村整備課が現在最も注力している「地域資源の保全管理」の中で重要性のある事業であるため、監査の対象としたものである。

この事業は、農業集落における下水道事業であり、通常の下水道事業との線引は、人口規模1,000人以下、農業振興地域内の事業であるという点である。農業集落排水事業は、家庭からの雑排水を処理場で処理して、その水を農業用水として再利用することにある。1地区1処理場が原則であるが、複数の地区で共同建設する場合もある。処理場の処理により、水と汚泥部分に分けられる。汚泥はバクテリア処理を行い、コンポスト施設で堆肥化、肥料化を行う場合もあるが、古い施設では、一般廃棄物処理施設に搬出し焼却処理やバクテリア処理した後土中へ埋める場合もある。



(3)平成 16 年度の実績

(単位：千円)

農林水産事務所	東	中南	三戸	北	上北	西	計
補助金額	50,500	800,687	427,204	504,879	508,100	241,350	2,532,720

上記のうち、中南地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所執行分を監査した。ただし、旧浪岡町は平成 17 年度から東地方農林水産事務所へ管轄が変更になり、平成 16 年度の関係書類が中南地方農林水産事務所になかったため、監査していない。

(4)監査の結果

補助金に関する一連の手続に問題はなかった。

(意見)

中南地方農林水産事務所で平賀町T地区の事業関係書類を閲覧したところ、平成 17 年 2 月の状況報告書と 17 年 3 月のそれを比較すると、3 月に追加変更工事契約 2,990 千円を結んでいた。県の担当者を通じて平賀町に問い合わせたところ、処理施設の水槽の塗装関係工事のグレードアップであった。

T地区の事業は平成 16 年度の単年度事業であったため、落札差額を利用したグレードアップ工事ではないかとの疑念が生じたが、工事の途中で予想以上の劣化が発見されたため、所要の補修工事を行ったものであるとの回答であった。

本補助金には県の負担がないものの、金額的重要性が大きいことから、今後とも市町村との連絡を密にして経済性、効率性が発揮されることを望みたい。

34. 水産振興会補助 (表番号 248)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	684	615	615	593
うち県負担額	—	—	—	—
	684	615	615	593

(2)制度の概要

所属	水産振興課
制度の趣旨	本県水産関係者の社会的・経済的地位の向上と内外水産資源の培養・開発等の水産振興を図るために社団法人青森県水産振興会が実施する事業に対する補助
根拠法令・要綱等	社団法人青森県水産振興会補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	社団法人青森県水産振興会
補助対象事業	水産振興対策事業に要する経費のうち、普及啓発指導事業 (水産要覧作成及び青森県水産費に係る経費)
財源及び補助率	県 1/2
補助金額の算定方法	水産要覧作成及び青森県水産費に要した経費の2分の1に相当する額又は県予算額のいずれか低い額以内の額
制度の始期	昭和35年度
制度の終期	平成17年度

(3)社団法人青森県水産振興会の概要

① 組織等

青森県や市町村、水産業組合が会員 (平成 16 年度末 86 名) となり設立された社団法人で、現在常勤常務理事 1 名、非常勤理事 15 名、嘱託職員 2 名で構成されている。

② 事業内容

- ・ 青森県水産賞の表彰
- ・ 「青森県水産要覧」「青森県漁業の動き」の作成配布
- ・ 水産関係イベント等への協賛

③ 平成 16 年度収支の概要

- ・ 収入の部…会費収入 4 百万円、補助金収入 61 万円、助成金収入 1 百万円
- ・ 支出の部…事業費 290 万円、管理費 310 万円
- ④ 平成 16 年度末の財政状態
- ・ 資産の部…流動資産 172 千円、固定資産 20,119 千円 (基本財産)
- ・ 負債及び正味財産の部…正味財産 20,291 千円

(4)監査の結果  
補助金に関する一連の手續に問題はない。

(意見)  
当補助金は昭和 35 年度より継続的に支出されてきたものである。形式的には単年度補助金になっているが、事実上長期間にわたり継続的に支出されてきた。過去はともかく平成 16 年度と同振興会の状況は、事業費合計で 290 万円と僅少であり、管理費についても 310 万円のうち 200 万円は青森県漁業協同組合連合会への事務委託費である。

私見では、このような団体に対して補助を継続することよりも、団体の存在意義を再検討し、県本体で実施できる事業であれば、そうした方が効率的である。事実、「青森県水産要覧」に記載されたデータの出所は青森県である。同団体には県も含めて出資した基本財産 2 千万円が眠っており、存廃を含めた議論が必要と考える。

なお、私どもの意見に対して、本振興会は県・市町村・水産関係団体が一体となつて水産振興に取り組んでいる県内唯一の団体であり、県の役割を補完する重要な団体である、平成 17 年度からは「青森県水産要覧」も県を介さず国から直接データを得ている、との反論があつた。今後は、公社等点検評価委員会の審議を見守りたい。

35. あわび種苗生産事業費補助 (表番号 253)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	54,139	54,139	41,600	30,000
うち県負担額	—	—	—	—
	54,139	54,139	41,600	30,000

(2)制度の概要

所属	水産振興課
制度の趣旨	本県沿岸域におけるあわび栽培漁業の振興及び漁業資源の増大を図るため、社団法人青森県栽培漁業振興協会が行うあわび種苗生産事業に対する補助
根拠法令・要綱等	あわび種苗生産事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	社団法人青森県栽培漁業振興協会
補助対象事業	あわび種苗生産事業
財源及び補助率	県10/10
補助金額の算定方法	定額補助
制度の始期	平成13年度
制度の終期	平成19年度

(3)青森県栽培漁業振興協会の概要

① 法人の概要

本県沿岸漁業の主要な魚種であるヒラメについて、県、市町村、漁業団体、漁業協同組合及び漁業者が一体となって栽培漁業化を進めるために、昭和 62 年 4 月に社団法人青森県栽培漁業振興協会 (以下「振興協会」という。) が設立された。振興協会は、県、市町村及び水産業界が 3 分の 1 ずつ出資するとともに、漁獲金額の 3% を漁業者が拠出し運営費に充てるという協力体制で発足し、栽培漁業の全国的モデルになった。

平成 13 年 11 月からは、財団法人青森県栽培漁業公社のアロピ栽培事業を引き継ぎ、アロピの種苗生産及び配布を合わせて行っている。

平成 17 年 6 月 1 日現在の基本財産は 804,428 千円 (うち県出資 273,000 千円)、組織構成は理事 20 名 (うち常勤 1 名)、監事 3 名 (常勤なし)、職員 7 名 (うち常勤 6 名) である。

② 収支の状況

平成 16 年度 (平成 17 年 3 月期) における主な収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	合計	ヒラメ会計	アロピ会計
I. 収入の部			
基本財産運用収入	8,400	8,399	1
事業収入	57,776	0	57,776
補助金等収入	64,475	22,875	41,600
負担金収入	45,379	45,379	0
雑収入	182	28	154
特定預金取崩収入	1,745	0	1,745
当期収入合計	177,957	76,681	101,276
前期繰越収支差額	13,176	13,176	0
収入合計	191,133	89,857	101,276
II. 支出の部			
事業費	92,295	40,327	51,968
管理費	68,144	20,411	47,733
固定資産取得支出	2,664	2,664	0
借入金返済支出	11,000	11,000	0
特定預金支出	1,651	76	1,575
当期支出合計	175,754	74,478	101,276
当期収支差額	2,204	2,204	0
次期繰越収支差額	15,380	15,380	0

ヒラメ会計の補助金等収入には、県からの受託収入 3,300 千円が含まれている。

ヒラメ会計の管理費中、給料 9,294、職員手当 5,465、法定福利費 2,054 で人件費合計 16,813 千円、アロピ会計の管理費中、役員報酬 5,194、給料 18,017、職員手当 10,258、賃金 3,465、退職金 1,745、法定福利費 4,737 で人件費合計 43,416 千円である。